

久慈市教育委員会告示第2号

地域クラブ活動制度実施要綱を次のように定め、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月9日

久慈市教育委員会

教育長 坂 川 孝 志

地域クラブ活動制度実施要綱

(趣旨)

第1 この告示は、学校部活動の地域展開にあたり、久慈市立小中学校設置条例(平成18年久慈市条例第166号)第2条に規定する中学校に在籍する生徒(以下「生徒」という。)にとって望ましい環境を構築し、持続可能な地域クラブ活動の実現に向けた体制を整備するため、地域クラブ活動制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 地域クラブ活動 地域でのスポーツ、文化等の団体活動を通じて生徒の健全育成を図るための活動をいう。
- (2) 実施主体 地域クラブ活動を実施する団体をいう。
- (3) 地域クラブ活動制度 実施主体が学校部活動に準ずる団体として、久慈市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に登録する制度をいう。

(組織)

第3 実施主体に、代表者及び指導者を置く。ただし、職務の状況により兼ねることができる。

- 2 代表者は、実施主体を代表し、運営を統括する。
- 3 指導者は、地域クラブ活動における実技等の指導を行う。
- 4 前3項の規定にかかわらず、実施主体の運営の庶務を行うため、実施主体に事務局を置くことができる。

(指導者の要件)

第4 指導者は、教育現場にふさわしい人格と意識を持つ者であって、各種スポーツ

又は文化活動等の経験を有し、地域クラブ活動における実技等の専門的指導ができる18歳以上の者(高等学校その他これに準ずる学校に在籍する者を除く。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は指導者としない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 勤務先等において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)により処罰された者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者(代表等の責務)

第5 実施主体の代表及び指導者は、当該実施主体に加入する生徒に対して、生徒個人の人格を尊重し、次に掲げる事項の責務を負うものとする。

- (1) 実技の指導
- (2) 安全な活動のための知識及び技能の指導
- (3) 大会、練習試合その他の活動の引率
- (4) 活動に使用する用具及び施設の点検管理
- (5) 実施主体の管理運営
- (6) 保護者等への連絡
- (7) 年間・月間指導計画の作成
- (8) 生徒指導に係る対応(問題発生時は、教育委員会及び学校と連携し対応する。)
- (9) 事故が発生した場合の応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者及び教育委員会並びに学校への連絡その他の必要な対応
- (10) 職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益の為に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (11) 前各号のほか、地域クラブ活動の指導に関し教育委員会が必要と認める事項(実施主体の登録)

第6 実施主体は、実施主体届出書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員の名簿
- (3) 加入する生徒の名簿
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

2 教育委員会は、前項の届出をした実施主体が次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、地域クラブ活動制度の登録を行い、当該実施主体に通知するものとする。

- (1) 生徒が、自主的に加入し、活動を行うことができる団体であること。
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）に規定するスポーツ及び文化芸術基本法（平成13年法律第148号）に規定する文化芸術に係る活動を行う団体であること。
- (3) 民主的な運営と透明性が確保されている団体であること。
- (4) 加入する生徒が在籍する中学校、加入する生徒及びその保護者と連携及び協力が図られていること。
- (5) 「久慈市立中学校の部活動運営方針」に基づく活動を行っていること。
- (6) 代表者、指導者及び加入する生徒に事故等が発生した場合の補償について対策が講じられていること。
- (7) その他教育委員会が必要と認める要件を満たしていること。

3 登録期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。また、年度途中で登録された場合も、同年度の3月31日までの期間とする。

4 第2項の登録をした実施主体（次項において「登録団体」という。）は、第1項により届け出た内容に変更があったときは、速やかに、実施主体登録変更届出書（様式第2号）に、必要な書類を添えて、教育委員会に届け出なければならない。

5 登録団体は、第2項に掲げる要件を満たさなくなったときは、速やかに、実施主体登録取消届出書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

6 教育委員会は、前項の届出があったとき又は第2項に掲げる要件を満たさなくなったときは、地域クラブ活動制度の登録を取り消すことができる。

（活動実績報告）

第7 実施主体の代表者は、登録された年度の活動実績について、事業実績及び収支決算等を添え、地域クラブ活動実績報告書（様式第4号）により、翌年度5月末ま

で教育委員会に報告しなければならない。

(大会参加)

第8 実施主体が学校の許可を必要とする大会に参加する場合は、実施主体に所属する生徒が在籍する学校の校長の許可を得なければならない。

2 実施主体が学校の許可を必要としない大会に参加する場合は、大会参加報告書(様式第5号)により実施主体に所属する生徒が在籍する学校の校長に報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第9 実施主体の代表者は、生徒の健全育成のため、「久慈市立中学校の部活動運営方針」を踏まえ、練習時間及び休養日を適切に設定するよう努めるものとする。

2 教育委員会は、地域クラブ活動制度の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

3 教育委員会及び実施主体は、適正な地域クラブ活動が行われるよう指導者に対し定期的に研修を行うものとする。

(補則)

第10 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。